

登園を再開する際、下記の登園届の提出をお願い致します

登 園 届

保育園（所）長 様		入所児童氏名：
診 断 日：	年 月 日	医療機関：「 」
診 断 名：「 」		
療養期間：	年 月 日～ 年 月 日	※療養期間が定まっている疾病に罹患した場合のみ記入 ※必ず医師に確認してください
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園いたします。		
年 月 日	保護者名：	

重要事項

※保育所等は乳幼児が長時間、集団生活をする場です。感染症の発生や拡大をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日を快適に生活できることが極めて重要です。

※主に以下の感染症については、医師の診断および指示に従い、登園届の提出をお願いします。

※その際、下記の療養日数を遵守すること、また医師の指示に加えて①当該園児の全身状態が良好であること

②保育所等で**集団生活に適応できる状態に回復**していることを登園再開の目安としてください。

○登園届が必要な感染症（該当する疾病を確認し、✓を入れて提出してください）

感染症名	登園のめやす	✓
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として5日を経過すること	
風しん	発しんが消失していること	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること	
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること	
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること	

※ 裏面へ続く

感染症名	登園のめやす	✓
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
R S ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
带状疱疹	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること	
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	
以下、登園再開にあたって再度の受診が必要な感染症		
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）	医師により感染のおそれがないと認められていること （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること	

※ こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（令和 5 年 5 月一部改訂）」より

保護者の皆様へお願い

療養しても症状が軽快しない場合は、いかなる感染症も医療機関を受診し医師に登園の可否をご相談ください。医師の指示に従わず登園を再開して、保育所等で感染が拡大すると医療にも大きな負担がかかります。その結果、保護者の皆様にも多大な負担がかかるためです。

子ども一人ひとりが安心・安全に園生活を送るため、また保育所等における感染拡大を最小限にとどめるため、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

※保育所等の施設特性や、集団生活で身体接触の多い子どもの特性上、充分療養し、登園再開した場合であっても感染が拡大する場合もございます。この点も含め、その他いかなる場合も、他のご家庭やお子様を特定したり誹謗中傷は厳に謹んで頂きますようお願い申し上げます。